

2.受診方法について

新型インフルエンザは、都内すべての一般医療機関で受診できます。

発熱(38℃以上)や咳などの症状が見受けられる場合には、早期にかかりつけ医等を受診してください。

○ 受診の前—感染拡大防止のために、以下の事項に注意してください—

- ・ 事前に電話して、受診の時間帯や方法について指示を受けてください。
- ・ 受診の際は、必ずマスクを着用してください。

○ 受診の際

- ・ 今回の新型インフルエンザは、タミフルやリレンザといった治療薬が有効で、感染した方のほとんどは比較的軽症で回復しています。
- ・ 一般医療機関、休日・夜間診療所の外来における混雑をできるだけ避けるために症状が発熱だけの場合には、夜間・救急外来の受診は控え、翌日に受診してください。
- ・ ただし、10歳未満の小さなお子さんの場合に下記のような症状がある場合は、早めにかかりつけ医にご相談ください。

□ 小さなお子さんの保護者の方へ

小さなお子さんが感染すると、「インフルエンザ脳症」を発症することがあります。以下の症状は、インフルエンザ脳症の前触れの異常言動、行動の例です。お子さんの様子がいつも異なる場合は、かかりつけ医にご相談ください。

- ① 人を正しく認識できない(保護者がわからなくなるなど)② 幻視・幻覚的訴えをする(アニメのキャラクターが見えるなど)③ 意味不明な言葉を発する。④ 急に怒り出す・泣き出す・大声で歌いだす。など

○ 自宅での療養—患者と患者の同居者が気をつけること—

■ 患者

- ・ 咳エチケットを守りましょう
- ・ 手をこまめに洗いましょう
- ・ 処方されたお薬は、指示通りに最後まで飲みましょう
- ・ 水分補給と十分な睡眠を心がけましょう

■ 患者の同居者

- ・ 患者の看護をしたあとなどは、手をこまめに洗いましょう
- ・ 可能なら、患者と別の部屋で過ごしましょう
- ・ 患者と接するときには、なるべくマスクを着用しましょう

○ 発症後から治癒まで

- ・ インフルエンザに発症した翌日から7日、または、解熱後2日間が経過するまでは、他の人への感染を防止するため、外出や登校、その他社会的な活動は控えるようお願いいたします。
- ・ 軽症者であれば、解熱後2日を経過すれば外出の自粛を終了することが可能であると考えられています。感染の陰性確認など治療目的以外の受診を控えていただくようお願いいたします。
(東京都では、インフルエンザに感染した児童生徒の再登校の際、原則、医師による治癒証明書の提出を求めています。)

○ 新型インフルエンザ相談センター

- ・ 平日9時～17時 最寄の保健所 インフルエンザ
 - ・ 平日17時～翌日9時及び 土曜、日曜、祝日 0570-03-1203
- PHS・IP電話などでつながらない場合は 03-5977-5638

聴覚に障害のある方は、東京都保健医療情報センター(ひまわり) FAX 03-5285-8080